

各位

不動産投資信託証券発行者名
 積水ハウス・リート投資法人
 代表者名 執行役員 木田 敦 宏
 (コード番号：3309)

資産運用会社名
 積水ハウス・アセットマネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 阿 部 亨
 問合せ先 IR部長 齋 藤 孝 一
 TEL. 03-6447-4870 (代表)

積水ハウス不動産6社の組織再編に関するお知らせ
(各優先交渉権(等)に関する契約の承継、合意解約及び新規契約締結他)

積水ハウス・リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)及び積水ハウス・アセットマネジメント株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)は、2025年2月1日付にて予定されている積水ハウス不動産グループの組織再編(以下「本組織再編」といいます。)に伴い、住宅物件を中心とした物件情報の提供等に関するパイプラインを確立することを目的として締結した各優先交渉権(等)に関する契約を合意解約するとともに、新たに優先交渉権に関する契約を締結すること(以下、「本契約変更」といいます。)を決定しましたのでお知らせいたします。

なお、本契約変更は、本組織再編に伴い実施するものであり、本投資法人の業績に与える影響は軽微です。

記

1. 本組織再編の概要

積水ハウス株式会社は、積水ハウス不動産グループ(注1)を事業毎に組織を分け、賃貸事業、仲介・不動産事業の専門性を強化し更なる成長を図ることを目的とし、当該グループを2025年2月1日付にて組織再編することを決定しました。

これにより積水ハウス不動産各社(6社)(注2)は以下のとおり組織再編及び商号変更される予定です。

- ・積水ハウス不動産各社(6社)の仲介・不動産事業を、吸収分割の方式により積水ハウス不動産関西株式会社を集約したうえで、同社の商号を積水ハウス不動産株式会社(以下「積水ハウス不動産」といいます。)に変更
- ・積水ハウス不動産関西株式会社の賃貸事業を、積水ハウス不動産ホールディングス株式会社が100%出資し新設した準備会社に吸収分割し、積水ハウスシャーメゾンPM関西株式会社として分社化するとともに、下表のとおり積水ハウス不動産各社(6社)(積水ハウス不動産関西株式会社を除く。)の商号を変更

(注1)「積水ハウス不動産グループ」とは、積水ハウス不動産各社(6社)が中核となり、その子会社及び関連会社で構成される企業集団をいいます。

(注2)「積水ハウス不動産各社(6社)」及び「積水ハウス不動産6社」とは、積水ハウスが100%出資する積水ハウス不動産ホールディングス株式会社が100%出資し、全国に展開する積水ハウスグループの不動産部門の中核企業である積水ハウス不動産東北株式会社、積水ハウス不動産東京株式会社、積水ハウス不動産中部株式会社、積水ハウス不動産関西株式会社、積水ハウス不動産中国四国株式会社及び積水ハウス不動産九州株式会社の総称です。以下同じです。

<本組織再編前>		<本組織再編後>
積水ハウス不動産関西株式会社		仲介・不動産事業 積水ハウス不動産株式会社
積水ハウス不動産東北株式会社		積水ハウスシャーメゾンPM東北株式会社
積水ハウス不動産東京株式会社		積水ハウスシャーメゾンPM東京株式会社
積水ハウス不動産中部株式会社	⇒	積水ハウスシャーメゾンPM中部株式会社
(新設会社)		積水ハウスシャーメゾンPM関西株式会社
積水ハウス不動産中国四国株式会社		積水ハウスシャーメゾンPM中国四国株式会社
積水ハウス不動産九州株式会社		積水ハウスシャーメゾンPM九州株式会社

2. 各優先交渉権（等）に関する契約の承継、合意解約及び新規契約締結

本投資法人及び本資産運用会社が積水ハウス不動産各社（6社）と締結している各優先交渉権（等）に関する契約（注）は、本組織再編に伴い、積水ハウス不動産に承継（積水ハウス不動産関西株式会社との優先交渉権に関する契約は維持）されます。

本投資法人及び本資産運用会社は、積水ハウス不動産に承継（維持）された各優先交渉権（等）に関する契約について2025年2月1日付で合意解約するとともに、同日付で積水ハウス不動産と新たに優先交渉権等に関する契約を締結することを本日付で決定しました。なお、新たな優先交渉権等に関する契約の詳細は、「参考資料 積水ハウス不動産との優先交渉権等に関する契約の概要」をご参照ください。

（注）「各優先交渉権（等）に関する契約」とは、本投資法人及び本資産運用会社が積水ハウス不動産東京株式会社との間で締結している優先交渉権等に関する契約及び積水ハウス不動産東北株式会社、積水ハウス不動産中部株式会社、積水ハウス不動産関西株式会社、積水ハウス不動産中国四国株式会社及び積水ハウス不動産九州株式会社との間でそれぞれ締結している優先交渉権に関する契約を総称しています。

3. プロパティ・マネジメント契約の承継

本投資法人が積水ハウス不動産各社（6社）と締結しているプロパティ・マネジメント契約は、それぞれ本組織再編後の積水ハウスシャーメゾンPM各社（6社）（注）に承継（維持）されます。

（注）「積水ハウスシャーメゾンPM各社（6社）」とは、積水ハウスが100%出資する積水ハウス不動産ホールディングス株式会社が100%出資し、全国に展開する積水ハウスグループの賃貸事業部門を担う積水ハウスシャーメゾンPM東北株式会社、積水ハウスシャーメゾンPM東京株式会社、積水ハウスシャーメゾンPM中部株式会社、積水ハウスシャーメゾンPM関西株式会社、積水ハウスシャーメゾンPM中国四国株式会社及び積水ハウスシャーメゾンPM九州株式会社の総称です。

以上

※ 本投資法人のウェブサイト：<https://sekisuihouse-reit.co.jp/>

参考資料 積水ハウス不動産との優先交渉権等に関する契約の概要

1. 優先交渉権等に関する契約の概要

(1) 契約当事者

積水ハウス不動産、本投資法人及び本投資法人が資産の運用を委託する本資産運用会社

(2) 主な契約内容

a. 自己保有物件等に関する優先交渉権

積水ハウス不動産は、積水ハウス不動産が保有又は開発する主として住宅の用に供される不動産（土地の賃借権及び地上権を含む。以下同じ。）及び不動産を主たる信託財産とする信託受益権（不動産と併せて、以下「不動産等」といい、不動産等には開発・建築工事中の不動産等を含む。以下同じ。）のうち、本投資法人の投資基準に適合するものと積水ハウス不動産が判断する不動産等を売却しようとする場合、第三者との共有又は共同発注に係る不動産等であり、当該第三者の同意を得ることが困難な場合など一定の場合を除き、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して本資産運用会社に提供する。

b. 第三者保有物件等に関する情報提供

積水ハウス不動産は、主として住宅の用に供される不動産等を保有し又は開発・保有を予定する第三者が当該不動産等を売却しようとする旨の情報を当該第三者又はその関係者等より入手し、当該不動産等について本投資法人の投資基準に適合するものと積水ハウス不動産が判断する場合、売却先について、指定又はその範囲を限定されている場合など一定の場合を除き、当該売却関連情報を第三者への提供に優先して本資産運用会社に提供するよう努める。

c. 費用

上記 a. 及び b. に基づく物件に関する情報提供については報酬の授受は行わない。ただし、b. に基づく積水ハウス不動産からの情報提供により本投資法人が不動産等を取得する場合における仲介手数料については、通常の商慣習に基づき、契約当事者間の協議によりこれを定めるものとする。